

「まちづくりに関する条例」群

市では、自治体運営に関する条例として、「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」、「浦安市市民参加推進条例」を制定して、まちづくりを推進してきました。また、まちづくり基本条例の制定に合わせて、市政に関する条例として、「浦安市議会基本条例」や、「浦安市行政基本条例」、「浦安市行政評価条例」、「浦安市健全な財政運営に関する条例」を新たに制定しました。

まちづくり基本条例では、まちづくりの進め方として、「情報共有の原則」・「参加と連携協力の原則」・「健全な市政の原則」を基本原則に位置づけており、これらを相互に結び付けながらまちづくりを進めることを明らかにしています。

この条例は、既存の条例や、これから制定する条例を有機的に結び付けていくものであり、これらの条例を総称して「まちづくりに関する条例」群と捉えています。

「まちづくりに関する条例」群

まちづくり基本条例

議会基本条例

行政基本条例

情報公開条例

個人情報保護条例

市民参加推進条例

健全な財政運営に関する条例

行政評価条例

制定までの主な取り組み

まちづくり基本条例の制定は、平成29年3月に内田市長が就任した当初からの公約に掲げられており、市では、これまで先行自治体の調査を行い、条例の目的や意義、市民参加の手法を検証するとともに、市の既存の条例との関係性など、基本的な考え方を整理し、制定に向けた検討を進めてきました。

その後、さまざまな方法で市民の意見を聴きながら検討を重ねて、条例の制定に取り組んできました。主な市民参加は次のとおりです。



- 市の取り組みや自治基本条例に関するアンケート調査として「市政に関する市民意識調査」を実施
- 条例の制定に向けたアンケート調査として「市民アンケート（Uモニ）」を実施
- 多様な市民により議論を交わし、条例に反映するための意見を聴取するため「浦安まちづくり市民会議」を開催（感染症対策のためオンラインで開催しました）
- 条例の規定内容について幅広く意見を求めるため「(仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会」を開催
- 条例の素案についてお知らせし、市民の皆さんから意見などを伺うため「市民意見提出手続（パブリックコメント）」を実施

まちづくり基本条例に関する質問と回答

Q まちづくり基本条例によって何が変わりますか？

A この条例は、まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めるものであることから、具体的な市民参加の手法や個別の政策などを定めるものではありません。

そのため、直ちに市民生活が変わるものではありませんが、まちづくりに必要な情報が共有されたり、まちづくりへの参加の機会が確保されたりと、より一層市民の意見がまちづくりに生かされることなどが期待されます。

Q まちづくり基本条例で「まちづくり」とは何を意味していますか？

A 道路や公園、市街地などハード面の整備だけでなく、防災、福祉、環境、教育などソフト面も含めて、浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取り組みを「まちづくり」とします。

そのため、「まち」を「町」や「街」、「づくり」を「作る」、「造る」や「創る」とさまざまな意味で捉えられるよう「まちづくり」をひらがなで表記しています。

Q まちづくり基本条例で「市民」とは誰のことを指していますか？

A 地方自治法では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の住民とすると規定されています。
まちづくりは、市に関わるさまざまな人たちが協力し合っ
て取り組むことが重要であると考え、この条例では、地方自治法

で定める「住民」のほか、市内に通勤・通学する方や、市内でボランティアなどの活動を行う方、市内で自治会活動などを行う団体も含めて「市民」としています。

浦安まちづくり基本条例の制定を記念して「浦安まちづくりシンポジウム」を開催します

時 5月29日(日)午後2時30分～4時30分(開場=2時)

所 文化会館

内容や申し込み方法など、詳しくは、決まりしだい市ホームページなどでお知らせします

ID 1035668